

会員に関する細則 (定款第2章の附記)

I. 年会費

本会会員の年会費は次の通りとする。

- 評議員 年額 12,000円 (評議員任期終了後に監事に就いた会員を含む)
- 正会員 年額 7,000円 (ただし、卒後2年間の初期研修医の期間は2,000円とする)
- 準会員 年額 2,000円
- 賛助会員 年額 (一口) 50,000円

注: 2025年度より下記の会費改訂が決定されている。

1. 評議員 年額 12,000円

2. 正会員 年額 7,000円

他は改訂されず。

II. 入会

入会希望者は入会フォームを提出し、理事会で承認された時点を以って正式な入会日とし、入会日を含む年度から会費の納入が義務付けられる。入会年の会費を日割り減額はしない。

III. 復会および休会

1 会費未納と復会

会費が引き続いている3年分納入されなかった時には、退会とする。

退会は、当該会員に対し、1週間以上の期限を設けた上で、未納の事実を含む弁明の機会を付与し（会員が届け出た連絡先に発することで足りる）、理事会の決議による。退会の効力は、決議前の未納年度最終日に遡って生じる。

なお復会を希望する場合は「復会申込書」に会費を納入しなかった理由を明記のうえ、未納分の会費を全額納入の上、本会事務局へ提出する。理事会で承認された後、復会が認められる。

・ 会費未納による退会:

会費が引き続いている3年分納入されなかった時には、本項本文の手続を経て、当該の事業年度（4月～3月）の最終日に退会とする。

例: 令和2～4年度の3年分の会費が納入されていない場合は、令和4年度（令和5年4月～）最終日である令和4年12月31日をもって退会となる。

（令和4年以前の事業年度は1月～12月である。）

・ 復会の期限:

退会決議後、1年以内とし、1年以上を経過した場合は復会は認められない。

・ 再入会

再入会を希望する場合は、改めて I ならびに II の規定を準用し入会手続きを行う。ただし過去の会員歴は継続されない。

退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

2 休会

休会を希望する場合は、「休会申込書」に休会希望年数と理由を明記のうえ、本会事務局へ提出する。理事会で承認された後、休会が認められる。

- ・ 休会中の取扱い：

原則として、休会中は会員としての権利を行使することができない。また、休会期間は会員歴として算入されない。

<具体例>

- ✧ 本学会誌への論文の投稿は受け付けない。
- ✧ 定期学術集会に参加は可能だが、演題の応募ならびに発表は受け付けない。
- ✧ 教育セミナーへの参加は可能だが、受講修了認定は受けられない。
- ✧ 休会期間中は会員歴とみなされない。

- ・ 休会の期間：

休会期間は本会の事業年度（4月～3月）の単位で認められる。

例）令和5年8月に休会の申し出が承認された場合には、休会期間は同6年4月から開始される。

また、休会期間は原則として年単位で2年までとするが、必要に応じて再休会が認められる。

- ・ 休会中の会費：

休会中の会費納入は不要だが、休会を申し出た年度の会費は納入しなければならない。

例）令和5年度中に休会を申し出、同6年度からの休会が認められた場合は、令和5年度分の会費は納入する。

- ・ 休会の事由：

以下の理由に限る。

- ① 留学
- ② 出産、育児、健康上の事情
- ③ その他、理事会が正当と認めた事由

- ・ 休会の撤回：

休会を当該年度中に中止する場合は、当該年度分の会費を納入しなければならない。

*休会の撤回を記した申し出書の提出ならびに理事会の承認が必要である。

附則

本細則は令和 6 年 11 月 22 日から施行する。

改訂 令和 7 年 5 月 22 日

改訂 令和 7 年 12 月 12 日